

有料職業紹介における手数料について

採用企業（以下「甲」という）と、株式会社みこまる（以下「乙」という）において、以下の通り手数料を定める。

1. 甲は、候補者が甲に入社した場合、当該人材（以下「採用決定者」という）に対して支払う理論年収額の 35%相当額並びに消費税を、本件業務の対価（以下「報酬」という）として乙に支払うものとする。なお、本項でいう理論年収額には、月次給与の 12 か月分および理論上の通年賞与のほか、入社時賞与（支度金、サイニングボーナス等、同趣旨のものを含む）、採用決定者と同等の甲の被雇用者に対し通常支払われる諸手当を含むものとする。
2. 採用決定者が、甲への入社意思を表明したにも関わらず甲に就業しなかった場合、報酬は当初より発生しなかったものとする。この場合、乙はこれに伴う一切の責任を負わないものとする。
3. 甲が、乙から紹介を受けた候補者を不採用と判断して乙に通知した後、当該通知日から起算して 6 ヶ月以内に当該人材を甲が採用したときは、乙の紹介によって雇用契約が成立したものと推定し、甲は、本条第 1 項に定める報酬を乙に支払うものとする。

以上